

設 計 図 書 等 回 答 書

令和 7 (2025) 年 3 月 21 日

下記案件についての質問に対する回答は、以下のとおりです。

記

案 件 名		令和 7 年度広報紙等配送業務委託
No	質 問 内 容	回 答
＜公告第1 制限付一般競争入札に付する事項の6 支払条件＞		
1	「業務完了後」とは毎月の配送業務の完了との解釈でよいか。	お見込みの通りです。
2	分割払い(12回)は落札金額の均等割でよいか。	契約金額(税抜き)を12分割し、円未満の端数がない場合には、「均等払い」です。端数がある場合には、端数調整を原則とします。なお、具体的な金額は契約締結時に決定します。
3	支払い方法は発注者・受注者どちらが指定するのか。	支払い方法は、発注者が指定し、銀行振込とします。振込先は受注者に指定していただきます。
＜公告第5 入札に参加する者に必要な資格の7＞		
4	「過去5年間に本業務委託と種類及び規模が同程度の業務実績を有すると認められる」との記載において、業務名、発注者、契約金額と履行期間が記載された任意の履行実績申告書を提出することで、業務実績として認めてもらうことは可能か。	任意の履行実績申告書でも業務実績として承諾します。ただし、質問に記載された4項目に加え、種類と規模が同程度と判断できる情報を示した業務概要も記載してください。また、実績として提出する業務実施時の実施体制及び発注者の連絡先を記載してください。実績確認のため、発注者に電話による確認を行います。
＜仕様書第4 配送物及び配送回数＞		
5	(2)の議会だより年4回の発行月を教えてください。	5・9・11・2月号の4回を予定しています。

6	(3)のつながる ふくしま ゆめだより年6回の発行月を教えてください。	6・8・10・12・2・4月号の6回を予定しています。
7	※の「その他の配送物を別途契約」とは具体的にどのような配送物なのか、仕様と配送月を教えてください。また別途契約の際の具体的な内容・契約方法など教えてください。	各配送物の発行担当部署と協議の上、随意契約となります。 仕様については、下記の同時配送物(参考)を仕様書別表内の保育所等と商業施設を除いた全市合計の各配送先に、広報こおりやまと同部数ずつ梱包して配送いただく仕様です。 【参考：令和6年度同時配送物】 ・市税納付カレンダー A4チラシ、4月配送 ・日本赤十字社の使命（活動紹介チラシ） 日赤ふくしま（4ページ冊子） 4・1月配送 ・社協だより 8ページ冊子、6月配送 ・ふれあい消防119 8ページ冊子、6・10月配送 ・まるごとけんこう 8ページ冊子、8・3月配送 ・赤い羽根共同募金 4ページ冊子、9月配送 ・消費生活センターからのお知らせ A4チラシ、2月配送
<仕様書第5 配送期限及び配送部数の(1)> 「なお、議会だより及び～速やかに協議を行うものとする」との記載において、		
8	「広報こおりやまが完納する3日まで」とは、誰がどこに完納することを指すのか。	各配送物の印刷事業者が配送事業者の指定する場所に納品することを指しています。 それぞれの期日までに、各印刷事業者から納品を行いますので、配送事業者は各配送物の受け取りをお願いします。
9	「つながるふくしまゆめだよりは2日前までに納品すること」とは、誰がどこに納品することを指すのか。	
10	「変更が生じる際は速やかに協議すること」とは誰と誰が協議することを指すのか。	各配送物の印刷事業者と配送事業者が協議することを指しています。
<仕様書第8 区分及び梱包の(3)>		
11	「発注者がデータを提供する文書を印刷して同封」との記載において、商業施設と保育所の配送は(2)に掲げた梱包方法とは異なり袋での配送と解釈してよいのか。 若しくは、商業施設と保育所の配送の際には梱包資材の他に別途データ提供文書用の封筒が必要なのか。	商業施設の配布部数は、5～220部程度と配送先によって部数が大きく異なります。そのため、袋での配送も可能ですが、仕様書第8(2)同様またはそれぞれの部数に適した梱包でご対応ください。 なお、保育所には仕様書第8(4)の添書を使用し、仕様書第8(3)の文書は不要です。

<仕様書第10 配送時の注意事項(3)>

12	「スケジュールは配送開始前に発注者に報告」との記載において、月ごとの実施前報告か。 または、初回実施前か。	契約時に配送の年間計画をご提出ください。 年間計画には、各月の配送物受領や搬入、梱包等の作業スケジュールを記載ください。 また、月ごとに実施前報告として、仕様書別表にある各地区にいつ配送するかが分かる配送スケジュールをご報告いただきます。
----	--	---

<仕様書第11 業務実施に当たっての留意事項(2)>

13	「あらかじめ書面により」との記載において、再委託承諾書の提出の際は任意の書式でもよいか。 若しくは決められた書式はあるのか。	指定様式はありませんので、任意様式の「再委託協議書」と「業務実施体制表」を提出してください。
----	---	--